

燕市告示第152号

燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱を次のように定める。

平成21年 5 月29日

燕 市 長 小 林 清

燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市附属機関設置条例(平成20年燕市条例第2号)第3条の 規定に基づき、燕市まちづくり基本条例市民検討会議(以下「検討会議」と いう。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、並びに(仮称)ま ちづくり基本条例の素案(以下「条例素案」という。)を策定のうえ、市長 に提言する。
 - (1) 市民と行政との協働のまちづくりに関すること。
 - (2) 条例素案の策定に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する 委員をもって組織する。
 - (1) 公募により選任された者
 - (2) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から第2条に規定する所掌事 務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席 を求めてその説明又は意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

- 第7条 検討会議にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、専門的な観点で助言等を行い、検討会議の活動を支援する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、企画調整部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、 委員長が検討会議に諮って定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。